

大雪による農産物等の被害を受けた人へ

市税等の減免申請（農産物等被害証明書の交付申請を受け付け）

【農産物等被害証明書】

大雪によるりんご樹・農産物等の被害によって、市税等の納付が困難となり、減免や徴収猶予の申請をする人は、申請時に「農産物等被害証明書（以下、証明書）」が必要です。証明書の交付を希望する人は、次のとおり申請してください。

申請場所 りんご課（市役所3階）

持 被害状況が分かる写真、被害園地の所在地が分かるもの（固定資産税納税通知書など）

【注意点】

- ・証明書は、**被災園地の耕作者へ交付**
- ・交付までの日数は、**証明書交付申請後1週間程度**
- ・**証明書のみでは、市税等の減免にはなりません。**

問 りんご課（市役所3階、☎40-0482）

減免や徴収猶予の相談・申請時に必要なもの

- ☐ 農産物等被害証明書
 - ☐ 納税通知書または納入通知書
 - ☐ 減免申請者の本人確認書類（運転免許証など）
- ※代理人が申請手続をする場合は、代理人の本人確認書類も必要
- ☐ 申請者のマイナンバーが分かるもの

【市税等の減免】

減免や徴収猶予の対象となる市税等

令和7年度の市税および保険料（下表参照）

市税および保険料	納入通知書の 発送時期	問い合わせ先
市県民税	6月10日頃	市民税課（市役所2階、☎40-7025・☎40-7026）
介護保険料	7月15日頃	介護福祉課（市役所1階、☎40-7049）
国民健康保険料		国保年金課（市役所1階） ☎40-7045
後期高齢者医療保険料		☎40-7046
市税等の徴収猶予		収納課（市役所2階、☎40-7032・☎40-7033）

- ☐ 農作物共済等の書類（契約内容が分かる書類）
 - ☐ 過去5年分の農業収入が分かるもの（確定申告書の控えまたは市民税県民税申告書の控えおよび収支内訳書等）
- ※後日、追加書類の提出を求める場合があります。

※減免申請や申請期限等は、各市税等により異なります。詳細は各問い合わせ先へ／納付済みの市税等は対象外／減免申請の審査および減免決定までには時間を要します／審査の結果、減免に該当しない場合があります。

意見を募集します - パブリックコメント -

弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

市では、ごみ集積所等からの家庭系ごみの持ち去りを禁ずるため、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定を検討しています。

この度、改正案がまとまりましたので、市民の皆さんから意見を募集します。

募集期限 5月20日（火・必着）

閲覧場所 環境課（市役所2階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（ヒロロ〈駅前町〉3階）、市民課城東分室（総合学習センター内、末広4丁目）、各出張所

※市民課駅前分室は土・日曜日と祝日も閲覧可／市ホームページからも閲覧可

対 次の①～⑤のいずれかに該当する人

①市内に住所を有する人／②市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体／③市内の事務所または事業所に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人

記載事項 所定または任意の様式に、氏名（法人等の場合は名称および代表者氏名）、住所、在住・在学の区分（任意様式の場合は**対**①～⑤のいずれか）、件名（任意様式のみ、「家庭系ごみ持ち去り禁止に関する意見」など）を明記し、提出してください。

提出方法 ①郵送…〒036-8314、町田字筒井6の2、弘前地区環境整備センター管理棟2階、環境課廃棄物対策係宛／②環境課廃棄物対策係へ持参（市役所2階の環境課でも可／平日のみ）／③F 32-1957／④E kankyou@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函

※「わたしのアイデアポスト」は市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設置

その他 記入漏れ等がある場合は意見として受け付けません／電話など口頭では受け付けません。

意見の公表など 寄せられた意見などは、条例改正の参考とするほか、後日集約し、個人情報を除き、対応状況を市ホームページで公表します／個別の回答は行いません。

問 環境課廃棄物対策係（☎35-1130）

固定資産税・都市計画税の納付を忘れずに

令和7年度の固定資産税・都市計画税納税通知書などは、5月上旬から順次郵送しますので、内容を確認の上、各納期限までに忘れずに納付してください。

【固定資産税】

毎年1月1日時点で、市内に所在する土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

税額 課税標準額×税率（1.6％）

免税点 同一人が市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額が、免税点（土地＝30万円、家屋＝20万円、償却資産＝150万円）に満たない場合

【都市計画税】

都市計画法に基づいて行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部に充てるために設けられた目的税で、毎年1月1日時点で市内の市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人に課税されます。

税額 課税標準額×税率（0.2％）

免税点 固定資産税の課税標準額が免税点未満で課税されなかった場合

市民税課からのお知らせ

市民税・県民税・森林環境税税額決定 納税通知書を6月10日(火)に発送します

市民税・県民税・森林環境税が給与から天引きされる人は、勤務先から特別徴収税額の決定通知書が配布されます（事業所〈勤務先〉には5月19日(月)に発送予定）。

雪害による減免について

今冬の大雪による災害で、①死亡した人や身体に障害を負った人、②住宅等に被害があった人、③りんご樹・農産物等に被害があった人の、市民税・県民税の減免相談を受け付けします。詳細はお問い合わせください。

※①～③それぞれで申請要件が異なります。

【縦覧制度】

土地・家屋の価格等縦覧帳簿は、資産税課（市役所2階）、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課の窓口で6月2日（月）まで無料で縦覧できます。

持 納税者本人（または代理人）であることを確認できるもの（運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど）

※代理人は納税者本人からの同意書が必要

【豪雪被害による減免】

豪雪により家屋倒壊等があった場合、固定資産税・都市計画税が減免となることがありますのでご相談ください。

問 課税内容について…資産税課（資産税係☎40-7027、土地係☎40-7028、家屋係☎40-7029）／納税相談について…収納課（収納第一係☎40-7032、収納第二係☎40-7033）／口座振替や納税貯蓄組合について…収納課納税推進係（☎40-7031）／納付方法や還付について…収納課納税管理係（☎40-7030）

定額減税について

令和6年度の市民税・県民税において対象にならなかった、控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者分について令和7年度市民税・県民税所得割から1万円を減税します。

問 所得・課税証明書について…市民税課諸税係（☎35-1117）／給与特別徴収、年金特別徴収、減免について…市民税課市民税第一係（☎40-7024）／市民税・県民税・森林環境税、普通徴収、減免、定額減税について…市民税課市民税第二・第三係（☎40-7025・☎40-7026）

※お問い合わせの際は、通知書番号（宛名番号）を確認しますので、通知書を用意の上、ご連絡ください。

今月の納税

問 収納課（市役所2階、☎40-7032、☎40-7033）

固定資産税 第1期
軽自動車税（種別割） 全期

納期限
6/2 (月)
納税には便利な
口座振替をぜひ
ご利用ください。

夜間・休日納税相談 平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日に納税相談日を設けています。

夜間納税相談 5月19日(月)～23日(金)の午後5時～7時30分

休日納税相談 5月18日(日)・25日(日)の午前9時～午後4時

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせず、ご連絡ください。
夜間・休日納税相談では、電話相談や、市税・国民健康保険料などの納付もできます。
※特別な理由がなく納付や連絡がない場合は、滞納処分を執行することがあります。